

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 3 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2

告 示

富山県告示第96号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 3 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上百瀬島地線	南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更前	A	最大 12.6 最小 6.4	436.3	砺波土木 センター
	南砺市利賀村上百瀬字東山 89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更前	B	最大 13.9 最小 4.0	499.1	
	南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更後	A	最大 12.6 最小 6.4	436.3	

南砺市利賀村上百瀬字東山 89番1から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更後	B	最大 13.9 最小 4.0	499.1
南砺市利賀村上百瀬字東山 89番1から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更後	C	最大 30.2 最小 4.0	491.8

富山県告示第97号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月3日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 上百瀬島地線	南砺市利賀村上百瀬字東山89番1から 南砺市利賀村上百瀬 301番まで	平成29年3月3日	砺波土木 センター